

ふじみ野市印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定によるほか、印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)及び移動端末設備(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定によるほか、印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)及び移動端末設備(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>